

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 6 日

広島県知事 横 田 美 香

1 調達内容

(1) 業務名

令和 8 年度広島県相談支援従事者研修等実施事業

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

広島県内

(5) 入札方法

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 技術評価等資料

(1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

		評 価 項 目	内 容
技術 評価	実施 計画 ・ 実施 体制	組織体制	別記様式第 1 号
		総括責任者	別記様式第 2 号
		問合せ対応に係る体制	別記様式第 3 号
		研修実施体制	別記様式第 4 号－ 1、 4 号 － 2、 4 号－ 3
		公平性の担保	別記様式第 5 号
		障害福祉サービス事業の実施状況	別記様式第 6 号

		個人情報管理	別記様式第7号
		類似業務等の受注実績	別記様式第8号
政策 評価	社会的 責任等	障害者雇用への取組の評価	別記様式第9号
	法令 遵守	社会保険等の加入状況【必須】	社会保険等に参加していることが分かる客観的資料
		業務従事予定者の賃金水準【必須】	従事予定者の賃金水準が分かる客観的資料

(2) 技術評価等資料の提出方法等

- ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。
- イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。
- ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、次表のとおりとする。

業務名	令和8年度広島県相談支援従事者研修等実施事業		
業務場所	広島県内		
業務概要	相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者等の養成に係る研修の実施及びそれに付随する業務		
項目	評価項目	評価基準	配点
技術 評価	組織体制	○ 組織体制の妥当性 ・ 業務を遂行する指揮命令系統は適切に整備されているか	10
	総括責任者	○ 業務全体を総括する責任者の選定の妥当性 ・ 本業務又は類似業務の企画・運営等の実務経験があるか ・ 障害者相談支援業務等に関する知識・実務経験を有しているか（相談支援従事者あるいはサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の実務経験など）	10
	問合せ対応に係る体制	○ 実務経験等研修受講に係る問合せ等の対応体制・実績 ・ 本業務の問合せ対応に係る人員体制は十分か ・ 本業務に係る各種研修に対する知識を有しているか ・ 本業務又は類似業務における問合せ対応の実績や業務で得たノウハウが蓄積されているか	10
	研修実施体制	○ 研修の充実に向けた企画検討体制 ・ 本業務の実施に関する年間スケジュールは妥当であるか ・ 各研修の受講料は過大なものとなっていないか。 ・ 各研修の企画検討方法や、講師との検討の場を設置するための体制が確保できるか ・ 各研修で県の定める水準を満たす講師を確実に確保するための依頼先の確保等の手段が明確であるか ○ 円滑な研修実施ができる運営体制 ・ 県の定める開催時期に各研修の規模に応じた会場の確保が可能か ・ 県の定める水準を満たす演習ファシリテーターを確実に確保するための依頼先の確保等の手段が明確であるか	30

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 演習ファシリテーターの資質向上に向けたファシリテーター養成研修の実施内容が明確であるか ○ 不測の事態に備えたバックアップ体制 ・ オンライン研修時の通信不良等への対応方法が明確であるか ・ 受講者に体調不良者等が発生した場合の対応方法が明確であるか ・ 講師やファシリテーターに体調不良者等が発生した場合の対応方法が明確であるか ・ 受講態度が不良な受講者への対応が明確であるか 	
		公平性の担保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講機会の提供に係る公平性の担保 ・ 障害のある受講者への合理的配慮の対応方法が明確であるか ・ 研修情報を広く提供できる手段が明確であるか ○ 事前課題審査・演習評価等の公平性の担保 ・ 事前課題の確認や演習評価が可能な実務経験者が確保されているか 	5
		障害福祉サービス事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉サービス事業の実施状況 ・ 広島県内で当該研修に関連する障害福祉サービス事業を実施しているか ・ 障害者相談支援等の業務に精通しており、業務で得た知識やノウハウを本業務に活用できるか 	10
		個人情報管理	○ 個人情報保護に対する意識、管理体制の妥当性	5
		類似業務等の受注実績	○ 本業務又は類似業務の受注実績	10
政策評価	社会的責任等	障害者雇用への取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の法定雇用率を充足しているか ○ 障害者を雇用しているか 	4
	法令遵守	社会保険等の加入状況【必須】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入状況に応じて評価 ○ 未加入者がいる場合は失格 	3
		業務従事予定者の賃金水準【必須】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低賃金と業務従事予定者の賃金水準との比較により評価 ○ 最低賃金を下回る賃金水準の場合は失格 	3
合 計				100
価格評価の配分点				30
技術評価の配分点				60
政策評価の配分点				10
価格評価	価格評価の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))			0.0
技術評価	技術評価の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)			0.0
政策評価	政策評価の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)			0.0
評価値	価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点			0.0

※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。

※2 必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。

4 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「61M研修等」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 広島県内に本社、支社又は営業所等を有し、県との連絡調整等に迅速に対応できる者であること。

と。

5 入札手続等

(1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県健康福祉局障害者支援課（広島県庁本館 5 階）
電話（082）513-3155（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和 8 年 3 月 6 日（金）から令和 8 年 3 月 16 日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記（1）アの場所

ウ 提出期限

令和 8 年 3 月 16 日（月） 午後 5 時

エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和 8 年 3 月 17 日（火）までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書及び技術評価等資料の提出方法

ア 日時

令和 8 年 3 月 25 日（水） 午後 2 時 30 分

イ 場所

広島市中区基町 10 番 52 号
広島県庁本館地下 1 階第 1 入札室

ウ 入札書及び技術評価等資料の提出方法

持参による。電子メール、郵便等による入札は認めない。また、提出する技術評価等資料は、上記アの日時に同イの場所において、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及

び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

6 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が 2 人以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が高い者を落札者とする。すべての評価点と同じ場合は、施行令第 167 条の 9 の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
免除
 - イ 契約保証金
 - (ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成 19 年 10 月 1 日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「61M研修等」の資格に限る。）
契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (イ) 上記(ア)以外の者
免除
- (3) 入札者に求められる義務
入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 手続における交渉の有無
無

(7) 入札の延期及び中止

本件調達に係る歳入歳出予算が入札日までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該入札を延期又は中止する。

(8) その他

入札説明書による。

8 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県健康福祉局障害者支援課（広島県庁本館 5 階）

電話 (082) 513-3155(ダイヤルイン) ファクシミリ (082) 223-3611

メールアドレス fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp